

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南 三 陸 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 志津川・戸倉・歌津地域

(1) 現況

本地域は、三陸海岸のリアス式地形であるため、小区画の農地が多く分布し自給的農家が多い地域である。

また、東日本大震災からの農地復旧と併せてほ場整備を行い、より生産性の高い農業への取組みが見込まれることから、担い手への農地集積を進めるとともに、地域住民等の共同活動により農地の保全を図り、担い手への負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第2号に掲げる事業を中心に推進し、併せて同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 入谷地域

(1) 現況

本地域は、河川の上流に位置し生産条件が不利とされる中山間地域である。

また、一戸当たりの経営面積が少ないため土地利用型農業の発展が難しく、水稻を主体とする畜産、葉物野菜との複合経営農家が多い。過疎化や高齢化が急速に進む中、担い手への農地集積を進めるとともに、地域住民等の共同活動により農地の保全を図り、担い手への負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第2号に掲げる事業を中心に推進し、併せて同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	志津川・戸倉・歌津 入谷	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、併せて同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり町長が定める事項は、別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された南三陸町全域。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が、田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(c) 町独自基準

急傾斜と緩傾斜が連担している一団の農用地面積の合計が、1 ha 以上の

場合対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(e) 宮城県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が10戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 個別協定の対象者

認定農業者に準ずる者とは、南三陸町人・農地プラン等に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

土地改良通年施行の扱い

(1) 土地改良通年施行の扱い等

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日(令和2年度においては8月31日)までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

b 当該年度内に事業が終了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る)

b 客土事業

c その他土地改良事業等のうち(a)又は(b)に該当する工種

イ 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

ア(イ)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすること

ができる。

- ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合の農用地の取扱い
土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。